※「さくら猫プロジェクト」の対象となる猫は地域の野良猫のみです。活動予定の人が餌やりをしている猫は飼い猫とみなされ、原則として対象外です。

活動団体

①団体設立
・活動する人を３名以上探す
・地域に説明して合意を得る

②登録申請
・地域の合意書類添付

※「②登録申請」と「⑤手術申請」は同時に行うことができます。

④登録決定通知書 登録証交付

※「⑤手術申請」の猫の写真はメール添付でのデータ提出可能です。
撮影困難な場合は後日「⑪猫捕獲」時でも提出可能です。

⑤手術申請
・猫の写真添付
（正面、横の２枚）

⑥要望書
・月の手術頭数報告

⑦調整
・各市から出された頭数に応じて獣医や手術ボランティアの日程調整。
・仕事で手術可能な頭数を決定

⑧手術可能頭数報告書
・各市で実施可能な頭数連絡

⑨調整
団体ごとに実施可能な頭数を振り分ける

⑩決定通知 管理札発行

［手術日の前日まで］
⑪猫捕獲
・猫を捕獲（愛護センターから捕獲器を借りることができます）
※愛護センターや市は捕獲を行いません。

［手術日前日午後］**⑫猫の移送**　※団体による移送
・おおいた動物愛護センターに猫を持ち込む。１つの容器（捕獲器など）に猫は１匹まで。容器には管理札をつける。

※捕獲機には底がありませんので、移送の際は何か敷くなどしてください。

⑬手術実施
・手術費用無料。
・年間の手術日は、あらかじめすべて決まっています。基本的には月２回実施。

［手術日翌日午前］**⑭猫の移送**　※団体による移送
・おおいた動物愛護センターで手術後の猫を受け取る。

⑮猫の世話
・エサやり
（置きエサは禁止）
・トイレを作って、
定期的に掃除　など

杵築市

③審査・登録管理

おおいた動物愛護センター
（大分県+大分市）